香川県営業継続応援金(第3次)に関するよくある質問

問1 営業継続応援金(第3次)の支給対象となるのは、どのような事業者ですか。

- 【回答】支給対象は、次の①~④のいずれかに該当する事業者としています。ただし、 令和3年8月から9月において香川県が行った営業時間短縮の要請の対象となった飲 食店・喫茶店を有する事業者(※)又は大規模施設運営事業者は、支給対象となりま せん。(飲食店への営業時間短縮の要請の対象とならなかった大規模施設内のテナン ト事業者は支給対象となります。)
- ① 香川県内に事業所(個人事業主にあっては住居又は事業所)を有し、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中小企業、中堅企業等又は個人事業主
- ② 香川県内に事業所(個人事業主にあっては住居又は事業所)を有し、上記①の事業者と直接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主
- ③ 香川県内に事業所(個人事業主にあっては住居又は事業所)を有し、県内の飲食 事業者(食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営 業を行う法人又は個人事業主)と直接又は間接の取引がある中小企業、中堅企業等 又は個人事業主
- ④ 香川県内に店舗を有する飲食事業者(例えば、昼間のみ営業している飲食店など)
- ※ 例えば、昼間のみ営業している食堂や喫茶店など、通常の営業時間が午前5時から午後8時までの飲食店等は、営業時間短縮の要請の対象となっていなかったため、営業継続応援金(第3次)の支給対象となります。
 - 一方、営業時間短縮の要請の対象となっていた飲食店等は、要請に応じず協力金 を受け取らなかった場合でも、支給対象外となります。

☆別紙「支給対象となりうる事業者の具体例」をご覧ください。

問2 支給対象となる要件は、どのようなものですか。

【回答】支給要件は、次の①~③までの全ての要件を満たしている必要があります。

- ① 全国的な緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施、香川県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等による直接的な影響を受け、令和3年7月から9月までの県内事業所・店舗での売上の合計額が、「令和元年同期(令和元年7月から9月まで)」又は「平成30年同期(平成30年7月から9月まで)」の売上の合計額と比較して30%以上減少していること
- ② 令和3年4月1日以前から県内で事業を継続しており、今後も県内で事業を継続する意思を有すること
- ③ 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っていること

問3 営業継続応援金(第3次)でも、前回の応援金と同様に夜間営業の飲食事業者が対象とならないのはなぜですか。

【回答】本県では、本年4月から9月において夜間営業の飲食事業者の皆様に対して、営業時間短縮の要請を行い、それに伴う協力金をお支払いすることとしています。この営業時間短縮協力金により、夜間営業の飲食事業者の皆様については、営業継続が一定図られていると考えられることから、対象外とさせていただいています。

問4 営業継続応援金(第3次)の支給額は、どのように計算するのですか。

【回答】応援金の支給額は、次の計算式により算出した額となります。

支給額=|「令和元年同期」又は「平成30年同期」の県内事業所・店舗における売上の

合計額 - 令和3年7月から9月までの県内事業所・店舗における売上の

合計額 (1,000円未満切捨て)

ただし、1事業者当たりの上限額は、次のとおりです。

令和3年7月から9月までの売上の合計額が「令和元年同期(令和元年7月から9月まで)」又は「平成30年同期(平成30年7月から9月まで)」と比較して

・50%以上減少した場合

1事業者当たり上限20万円

・30%以上50%未満減少した場合

1事業者当たり上限15万円

問5 第3次の営業継続応援金の申請に必要な書類は、どのようなものですか。

【回答】提出いただく書類は、次のとおりです。

なお、「②売上減少申告書(第2号様式)」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、③の書類の提出を省略できます。

また、第1次又は第2次の応援金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は、④、⑨、⑩、⑪の書類の提出を省略することができます。

- ① 香川県営業継続応援金申請書(第1号様式)
- ② 売上減少申告書(第2号様式)
- ③ 令和3年7月~9月と「令和元年同期」又は「平成30年同期」の事業者としての 県内事業所・店舗での売上高が確認できる書類
- ④ 直近の確定申告書類の写し
- ⑤ (店舗等がある場合) 店舗等の外観及び内観の写真(感染防止対策の状況がわかるもの)
- ⑥ 該当要件申告書(第2-2号様式)
- ⑦ 該当要件申告書に記載の取引先との取引が確認できる書類

- ⑧ 誓約書 (第3号様式)
- ⑨ 応援金の振込口座の通帳等の写し
- ⑩ (香川県外に主たる事務所を置く事業者のみ) 香川県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し
- ① (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し
- 問6 対象月を7月から9月までにしたのはなぜですか。
- 【回答】前回の応援金(第2次)は本年4月から6月までを対象月としておりましたが、7月以降も、特に8月、9月は本県においても「まん延防止等重点措置」の適用を受け、時短要請や不要不急の外出の自粛などの感染防止対策を集中的に講じてきたことから、7月から9月までの間において事業者の皆様への影響が大きかったと考えられます。このため、7月から9月までを対象期間としております。
- 問7 事業者全体では支給要件を満たさないが、一部の事業単位では売上が大幅に減少しており、支給要件を満たす場合は、支給対象となりますか。
- 【回答】応援金は、事業者単位で支給を行うものであり、事業者全体で支給要件を満たさなければ、支給対象となりません。例えば、県内にて複数の事業を営んでいる場合、県内事業所全ての令和3年7月から9月までの売上を合計し、令和元年同期又は平成30年同期と比較して30%以上減少しているか判断します。支給対象となる事業の売上のみを合計するものではありません。
- 問8 国(中小企業庁)の「月次支援金(緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金)」と応援金は併給することは可能ですか。
- 【回答】「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」と今 回の応援金は、併給が可能です。
- 問9 令和元年7月2日以降に創業したことから、令和元年7月~9月又は平成30年7月 ~9月の3ヶ月分の売上資料がない場合は、どのような扱いとなりますか。
- 【回答】令和元年7月2日から令和3年4月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合、「事業を開始した月の翌月(月の初日に事業を開始した場合にあっては当該月)から令和3年6月までの間の連続する3か月間の売上の合計額」と「令和3年7月から9月までの売上の合計額」とを比較して、売上減少額を計算します。

なお、令和3年4月2日以降に事業を開始した場合は、本応援金の支給対象となり ません。

支給対象となりうる事業者の具体例 香川県営業継続応援金(第3次)

令和3年8月から9月において香川県が行った営業時間短縮の要請の対象となった飲食 店・喫茶店を有する事業者又は大規模施設運営事業者は、支給対象となりません。(飲食店へ の営業時間短縮の要請の対象とならなかった大規模施設内のテナント事業者は支給対象となり ます。)

① 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中小企業、中堅企業等又は個人事業主(※1)

商品・サービス提供事業者

小 売 業

サービス業

- ・タクシー・運転代行事業者
- ・持帰り・配達専門の飲食店
- ・クリーニング店、理美容院、エステティックサロン、 リラクゼーション施設、冠婚葬祭施設
- ・スポーツ施設、遊戯場
- ・学習塾、音楽教室 など



② 上記事業者に商品・サービスを直接的に提供する事業者

直接取引関係のある事業者

食品加工・製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、 卸・仲卸、広告事業者、ソフトウェア事業者 など

③ 飲食事業者の取引事業者

県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主(※1)

間接取引関係のある事業者

流通関連事業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者 など



飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者など

直接取引関係のある事業者

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、 水産加工業者、飲料加工事業者、 酒造業者、酒販業者 など

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の 備品・消耗品を販売する 事業者 など

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、 廃棄物処理業者、広告事業者、 ソフトウェア事業者、設備工事業者 など

④ 飲食事業者



食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店(※2)の営業を行う法人又は個人事業主(※1)

- (※1) いずれも県内の店舗・事業所にて該当の事業を行っていること。
- (※2) 自動販売機のみの営業許可を受けている事業者は除く。